

諮詢第 7 号

住宅審議会

今後のマンション管理のあり方について（諮詢）

このことについて、次の理由を添えて諮詢します。

令和 3 年 5 月 10 日

兵庫県知事 井戸 敏三



（諮詢理由）

分譲マンションは都市居住という利便性等を背景に昭和 40 年代から増加し、重要な居住形態の一つとなっています。今後、建設から相当の期間が経過したマンションの増加が急速に進み、建物の老朽化、管理組合の担い手不足等の課題が生じることが見込まれるため、令和 2 年 6 月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 149 号）が改正されました。

改正法では、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図るため、マンション管理適正化推進計画を作成し、市町と連携して施策を講じるとともに、管理計画認定制度を適切に運用することが求められています。

これらのことから、県民生活の安定向上と県民経済の健全な発展に寄与することを目的として、マンション管理適正化推進計画の策定に向けた、今後のマンション管理のあり方について、調査審議を求めます。